

令和5年10月

令和6年度  
税制改正に関する要望書

一般社団法人 全国自家用自動車協会  
会長 藤野 公孝

## 令和6年度税制改正についての要望

令和5年度税制改正において、エコカー減税、環境性能割等現行制度、クリーンディーゼル車に対する現行の取り扱いの2023年末まで延長

、その後においても、現行の優遇規模を維持する形で、2025年度までの見直しを実施していただき、取り分け、生活の足として自動車を保有しているユーザーは恩恵をうけているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となり、観光地の人出もコロナ禍前のようになったとはいえ物価の高騰、円安等が全国民を直撃しております。

取り分け奢侈的な目的ではなく通勤等の移動手段、小規模事業者の輸送手段など生活に密着して利用する自動車ユーザーにとりまして、自動車取得時の自動車重量税、自動車を保有した後の自動車税、ガソリン税等の税金は非常に多大な負担となっております。

特に勤務先、商業施設、官公庁などが遠隔であり、公共交通機関が未整備のため家族一人に一台の自家用自動車が生活の必需品となっている地方部では、生活の必要から全く奢侈的な目的ではなく、やむを得ず複数台の自動車を保有するに至っている世帯や小規模事業者にとりまして、自動車関連税の負担は過重であります。

また、2050年カーボンニュートラル実現に向け、クリーンエネルギー自動車の保有促進のため、自動車諸税の負担軽減について、次の通り要望します。

### 要 望 事 項

#### 1 自動車諸税重課措置の廃止

自動車税、重量税において、一定期間を経過した自動車を「環境負荷の大きい車」と位置づけ、一律に重課措置を講じていますが、生活必需品としてやむを得ず経年車を所有するユーザーにとっては負担が多大です。

一定期間が到来した自動車に課される重課措置は、廃止又は軽減措置を要望します。

## 2 自動車重量税の廃止、若しくは当分の間税率から本則税率の適用へ

自動車重量税は、一般財源化されたことにより課税根拠が薄く、道路自体の恩恵は自動車ユーザーに止まらず、国民全体が享受しているところです。

自動車を生活の足として複数台保有する世帯には負担が多大であります。

自動車重量税の廃止、若しくは、「当分の間税率」から「本則税率」の適用を要望します。

## 3 クリーンエネルギー自動車の保有・走行段階車体課税の優遇等

クリーンエネルギー自動車の取得・保有、更には利用に至るまでの税制について、諸税の優遇・負担軽減を観点とした現制度の維持、拡充を要望します。

また、ユーザーが車両を買い換える際などに、クリーンエネルギー自動車保有を目指す動機付け等に資するために、クリーンエネルギー自動車購入時における自動車重量税の更なる減免拡充を要望します。

## 4 「当分の間税率」の廃止およびタックス・オン・タックスの解消

人や物の移動という生命活動に直結した行為に必要なガソリン等の燃料は自動車保有者にとって、たばこや酒などの嗜好品ではなく、生活必需品であります。

ガソリン税の本則税率に上乗せされている「当分の間税率」の廃止と、ガソリン税に消費税が課せられているタックス・オン・タックスの解消を要望します。

## 5 営業用・自家用格差の撤廃

営業用・自家用格差は、自動車税創設時に個人所有の自動車について奢侈的な側面を認めて設けられました。

しかしながら、生活の足として所有している者や事業活動の一部として物資搬送等に使用している者にとって自動車の所有は奢侈的なものではありません。

また、道路損傷負担や環境損傷負担の観点からみれば営業用自動車と自家用自動車に差異はありません。このような現状を踏まえ、自家用自動車・営業用自動車の自動車重量税・自動車税の不均衡・不公平の是正を要望します。

